

告 示

埼玉県告示第千五百十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和五年十二月二十五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

島田建設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県富士見市大字東大久保三百九番地

ハ 代表者の氏名

島田 敏郎

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（特―四）第一〇五〇号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年一月九日から一月十五日までの七日間

四 処分の原因となった事実

島田建設株式会社は、富士見市発注工事において、令和五年七月十日にさいたま地方裁判所川越支部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の判決を受け、令和五年七月二十六日にその刑が確定した。

また、同工事において同社従業員は、令和五年七月十日にさいたま地方裁判所川越支部から刑法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により懲役刑及び罰金刑の判決を受け、令和五年七月二十六日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。